



第3期 丸亀市 こども未来計画



計画策定に当たって

丸亀市（以下「本市」という。）では、令和2年3月に市町村子ども・子育て支援事業計画を含めた「第2期丸亀市こども未来計画」を策定し、全てのこどもの良質な生育環境を保障し、こどもや子育て家庭を社会全体で支援するための施策を総合的かつ計画的に実施してきました。

この度、近年の制度改正やこども・子育てをめぐる国や県の動きを反映させるとともに、以下の内容を包含したこども施策に関する総合的な計画として、「第3期丸亀市こども未来計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画は、こども施策を総合的に推進するための「こども計画」として策定しました。こども計画は、こども基本法第10条に基づき、国の「こども大綱」を勘案して策定するよう努めることとされており、子ども・子育て支援事業計画等のこども施策に係る関係計画については、一体のものとして作成することが可能であるとされています。



● 次世代育成支援行動計画	次代の社会を担うこどもの育成や育成しようとする家庭に対する支援、こどもが健やかに生まれ育つ環境の整備のための施策を定めています。
● 子ども・子育て支援事業計画	幼児期の学校教育・保育の提供、地域の子育て支援についての需給計画を定めています。
● こどもの貧困対策計画 (こどものひかり計画)	全てのこどもが、生まれ育った環境によらず、夢や希望を持つことができるよう、こどもの貧困の解消に向けた施策を定めています。
● 子ども・若者計画	こどもや若者の健やかな育成、円滑な社会生活を送れるように、こども・若者育成支援を推進するための施策を定めています。
● 少子化に対処するための施策	総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策を定めています。

なお、本計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める5年間（令和7年度から令和11年度まで）とし、一体的に策定する計画の計画期間も同様とします。

基本理念



すべてのこどもや若者の健やかな育ちを家庭と地域社会が
力を合わせて見守り、支えるまち まるがめ



地域社会が力を合わせ、こどもや若者の最善の利益を第一に考え、夢の実現や健やかな成長を支えることが重要です。そして、安心してこどもを産み、育てることができ、喜びや楽しみを感じながら子育てができるまちを目指します。

基本指針

本計画は、次の4つの基本的な指針に基づき、総合的な施策の展開を図ります。

基本指針Ⅰ 全てのこどもの人権を尊重する

全てのこどもや若者の基本的な人権が保障され、自分の意見を持ち、社会に参加することができるよう、こどもの意見を政策に反映し、その結果をフィードバックすることで、より意見を出しやすくなる環境を整えます。

基本指針Ⅱ 全てのこどもと子育て家庭への支援

貧困や格差の解消に向けて、全てのこどもが必要な支援を受けられるよう、地域や民間団体が協力し、積極的にサポートするとともに、より困難な家庭には経済的負担の軽減を含む総合的な支援を提供し、貧困が世代間で連鎖しないよう努めます。また、支援に関わる者の環境改善を図り、支援の質を向上させることで、こどもの権利が尊重される社会を目指します。

基本指針Ⅲ 子育てにやさしい社会づくり

性別による役割の意識にとらわれない考え方を広め、企業や地域社会がこどもや若者を支援することで、安心して子育てできる環境づくりを進めていきます。



基本指針Ⅳ ライフステージを意識した切れ目ない支援

こどもの成長は個々に異なり、年齢に応じた支援が必要であるとともに、支援は特定の時期で終わらず、市全体としての包括的な支援体制の中で教育、保育、医療、福祉などの分野が連携し、継続的に行っていきます。

基本目標

本計画では、基本理念の実現のため、基本指針に沿った以下の3つを基本目標に掲げます。

基本目標1 こどもを育む家庭を支援します

適切な情報提供に加え、就学前の保育・教育環境の整備や子育てサービスの充実を図りながら、児童虐待への対策や支援が必要な家庭にも配慮し、全ての家庭を支える体制を整えます。

基本目標2 こどもの健やかな成長を支援します

地域におけるこどもの居場所づくりをはじめ、健康や食育の推進、さらにはいじめ、不登校、障がい児支援など、多岐にわたる課題に対応しながら、こどもたちが夢に向かって健やかに成長し、自立できるよう支援していきます。

基本目標3 安心して子育てできる地域社会の環境整備を図ります

こどもの交通安全や犯罪被害に遭わないための対策に加え、こどもや子育て家庭が安心して外出できるようなまちづくりを推進するとともに、保護者が安心して子育てできるよう、仕事と子育ての両立支援を行います。また、こども・子育てに関わる人材の確保や育成も重視して取り組みます。

子ども・子育て支援事業計画

■ 教育・保育の量の見込みと確保方策

こどもの人口が減り続ける中、確保の内容は量の見込みを上回っており、引き続き施設の適正維持に努めます。

単位：人

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1号認定 (3～5歳／幼稚園・認定こども園を利用)	①量の見込み (必要利用定員)	606	597	576	552	543
	②確保の内容	1,590	1,448	1,448	1,448	1,448
2号認定 (3～5歳／保育所(園)・認定こども園を利用)	①量の見込み (必要利用定員)	1,878	1,847	1,783	1,712	1,685
	②確保の内容	2,077	2,077	2,077	2,077	2,077
3号認定 (0歳／保育所(園)・認定こども園・地域型保育事業を利用)	①量の見込み (必要利用定員)	317	314	314	311	307
	②確保の内容	331	340	340	340	340
3号認定 (1歳／保育所(園)・認定こども園・地域型保育事業を利用)	①量の見込み (必要利用定員)	511	503	512	505	500
	②確保の内容	596	600	600	600	600
3号認定 (2歳／保育所(園)・認定こども園・地域型保育事業を利用)	①量の見込み (必要利用定員)	610	600	611	602	597
	②確保の内容	659	653	653	653	653

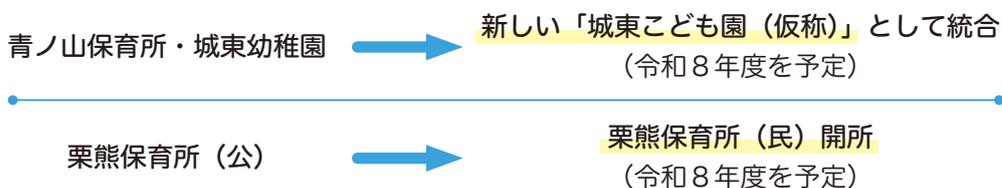
■ 施設管理計画

①青ノ山保育所と城東幼稚園について

城東幼稚園の近隣で水害を受けない土地に青ノ山保育所と城東幼稚園を移転し、相互を統合して令和8年度に城東こども園(仮称)として開園する予定で整備を進めています。

②栗熊保育所について

栗熊保育所の老朽化に伴い、民間活力を取り入れた民営化を進め令和8年度からの開所に向け整備を進めています。



地域子ども・子育て支援事業の現状と今後の方針

地域子ども・子育て支援事業	令和5年度の状況	今後の方針
(1)利用者支援事業	情報提供及び必要に応じて相談・助言を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業。3か所で実施	12か所追加し実施予定
(2)子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。3か所で実施	1か所追加し実施予定
(3)地域子育て支援拠点事業	12か所(子育て支援課5か所、幼保運営課7か所)で実施	引き続き12か所で実施
(4)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会に委託して実施	現状の1か所で実施
(5)延長保育事業	17か所(公立保育所2か所、私立保育所(園)・認定こども園13か所、小規模保育施設2か所)で実施	2か所追加し実施予定
(6)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	香川県助産師会又は丸亀市健康課の保健師が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、情報提供や養育についての相談、助言その他の援助を実施	引き続き実施
(7)一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園型: 10か所(私立幼稚園2か所、私立認定こども園1か所、公立幼稚園等7か所)で実施 ●幼稚園型以外: 8か所(私立幼稚園1か所、公立保育所2か所、私立保育園3か所、公立認定こども園1か所、NPO法人1か所)で実施 	幼稚園型: 4か所追加し実施予定 幼稚園型以外: 引き続き実施
(8)妊婦健康診査事業	県内産婦人科医療機関及び助産所にて実施	引き続き実施
(9)放課後児童健全育成事業(青い鳥教室)	33か所で実施	32か所で実施
(10)養育支援訪問事業	香川県助産師会に委託又は丸亀市健康課保健師が訪問を実施	引き続き実施
(11)病児保育事業	1か所で実施	1か所追加し実施予定
(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等、また、幼児教育・保育の無償化に伴い給食副食費を国の補助制度に基づき助成	引き続き実施
(13)多様な事業者の参入促進・能力活用事業	事業者の新規参入等に応じて必要な支援を実施	引き続き実施
(14)子育て世帯訪問支援事業(ホームヘルプサービス)	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等がある居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業	引き続き実施
(15)児童育成支援拠点事業(こども第3の居場所)	居場所が必要な児童が拠点につながるよう、関係機関と連携して支援。2か所で実施	現状の2か所で実施
(16)妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行う事業	引き続き実施
(17)産後ケア事業	産後ケアを必要とする退院直後から1歳までの母子に対して、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行う事業。4か所で実施	16か所で実施

■ 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保

① 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

「丸亀げんきっ子夢プラン」の活用、幼稚園教諭・保育士・保育教諭による合同研修などの推進、研修に参加しやすい職場環境の改善を進めます。また、配慮を必要とするこども等への対応について、専門機関との連携を強化し、全ての教育・保育従事者が等しく対応できるよう、資質の向上に努めます。

② 認定こども園についての基本的な考え方

公立の幼稚園・保育所が老朽化した場合等は、利用者の視点も考慮しながら認定こども園も含めて最適な施設のあり方について検討を行います。



③ 教育・保育施設と地域型保育事業の相互の連携・接続

教育・保育施設と地域型保育事業者の円滑な連携・接続により、教育・保育の量の確保と質の向上を図ります。

④ 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携

交流や職員の意見交換、合同研修などの機会を設け、小学校への円滑な接続に取り組みます。

⑤ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

幼児教育・保育施設及び利用者に対し十分な周知を行うなどして、施設等利用給付を円滑に実施していきます。また、本市は独自で、3～5歳児の給食費を無料化しており、引き続き保護者の経済的負担の軽減に取り組みます。

■ 保育人材の確保及び定着支援

(1) 保育士就職準備金貸付制度	指定保育士養成施設に在学する学生のうち、卒業後、直ちに市内にある保育所等に保育士として勤務するものに、就職に必要な経費として30万円を貸し付ける制度です。継続して3年以上勤務したときは、貸付金の返還が免除されます。
(2) 保育士修学資金貸付制度	指定保育士養成施設に在学する学生のうち、卒業後、直ちに市内にある保育所等に保育士として勤務する意思のあるものに、修学に必要な経費として月額3万円のほか、入学金20万円を貸し付ける制度です。継続して3年以上勤務したときは、貸付金の返還が免除されます。
(3) 私立園に対する人件費補助	保育士1人当たり月額3千円の人件費補助を実施し、私立園の保育士に対する処遇改善を図り、保育士確保につなげています。 補助員（保育支援者）を配置する私立保育園等に対し、国の保育体制強化事業を活用して当該補助員に係る人件費の一部を補助します。
(4) 公立保育施設における保育士の定着支援のための取組	保育所長経験者の再任用職員が保育指導員として各施設を巡回し、保育や事務に関するアドバイスを行うなど、新規採用保育士・若年保育士のサポートに当たっています。保育士の事務負担を軽減するため、平成30年度より事務補助員の配置を行っており、令和6年9月現在、1園当たり1人が配置されています。また、関係職員の話合いで事務書類の軽減や行事の見直しなどを行っています。担任保育士の雑務を軽減するため、継続して保育士補助員を配置します。
(5) 保育現場におけるICT化の推進	保育現場における事務負担の軽減のため、キャッシュレス決済の導入などICT化により一層の推進を図り、保育士が働きやすい環境を整備します。

上記以外にも、保育士確保及び定着支援に向けた取組は、随時、必要に応じて実施します。また、幼稚園教諭や保育教諭についても引き続き、保育士に準じた様々な取組を実施します。

こどものひかり計画

■ 計画の概要

「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」のもと、こどもが適切な養育・教育・医療を受けられないことなどのないよう、こどものことを第一に考えた適切な支援に取り組むため、「こどものひかり計画」を策定します。

■ 施策の展開

(1) 教育支援

学ぶ意欲と能力のある全てのこどもが質の高い教育を受けられるよう、経済的に困難を抱える家庭への負担軽減や学習支援などを行います。



＼ 主な施策・事業 ／

ひとり親家庭自立支援、子どもの学習支援事業、生活保護、就学奨励費支給制度、丸亀市片岡給付型奨学金制度、丸亀市入学金貸付制度、文化芸術事業の実施

(2) 生活の安定に資するための支援

生活困窮の状況にある子育て世帯の安定した生活に向けて、自立に向けた相談支援や、就業しやすい環境づくりに向けた支援、こどもの居場所づくりなどを行います。

＼ 主な施策・事業 ／

ひとり親家庭自立支援、子育て支援サービス相談支援、養育費・親子交流の履行確保事業、一時預かり事業、利用者支援事業（こども家庭センター型）、利用者支援事業（基本型）等

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

生活困難を抱える保護者が職を得て経済基盤を安定させていくことのできるよう、個々の状況に応じた就労に向けた支援などを行います。

＼ 主な施策・事業 ／

ひとり親家庭自立支援、被保護者就労支援事業、就労準備支援事業

(4) 経済的支援

こどもや保護者が安心して生活を送ることができるよう、個々の世帯状況を把握した上で、各種制度による経済的な支援につなぎ、子育て世帯の経済的安定を図っていきます。

＼ 主な施策・事業 ／

ひとり親家庭等医療費助成制度、こども医療費助成制度、児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭自立支援、ハッピーファーストバースデー事業、多子世帯出産祝金支給事業、子育て応援育児用品貸出事業 等



子ども・若者計画

■ 計画の概要

「子ども・若者育成支援推進法」のもと、こどもたちが健やかに成長していけるよう、こどもや若者、子育て家庭を社会全体で見守り、支援するなど、より市民のニーズに即したこども・若者支援施策を総合的・計画的に推進していくため、「子ども・若者計画」を策定します。

■ 施策の展開

(1) 全てのこども・若者の健やかな育成

相談窓口の充実や周知を進めるとともに、就労支援や結婚支援の拡充などを通じて生きる力を育み、社会的に自立するための力を身につける環境づくりを推進します。

主な施策・事業

- ①自己形成のための支援、社会への参画支援
学習機会や体験活動の充実、児童館事業、アーバンスポーツパークの活用、次世代を担うリーダーの育成 等
- ②こども・若者の健康と安心安全の確保
かめっコール（こどもや青少年の相談電話）、利用者支援事業（こども家庭センター型） 等
- ③若者の職業的自立、就労等支援
就労準備支援事業、地元企業PR事業、結婚を希望する方への支援、結婚新生活支援事業 等

(2) 困難を抱えるこども・若者やその家族への支援

こども・若者支援に関する専門性を有する機関や団体が協力し、知恵を出し合うことで、こども・若者やその家族を適切にサポートしていきます。

主な施策・事業

- ①ひきこもりや不登校、若年無業者のこども・若者への支援
スクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの配置 等
- ②障がい等のあるこども・若者への支援
課題解決型事業
- ③非行・犯罪に陥ったこども・若者への支援
市非行防止定例情報交換会
- ④配慮が必要なこども・若者への支援
こころといのちのネットワーク会議、自殺予防のための人材育成（ゲートキーパー養成） 等
- ⑤こども・若者の被害防止・保護
青少年の非行・被害防止全国強調月間による広報啓発、補導活動、“社会を明るくする運動”の推進 等



(3) こども・若者の成長のための社会環境の整備

全ての児童・生徒が放課後を安心して過ごせるよう、安全面に配慮したまちづくりを進めるとともに、地域住民の参加による体験や交流活動の拠点を充実させます。

主な施策・事業

- ①こども・若者を取り巻く有害環境等への対応
市非行防止定例情報交換会、補導活動、環境浄化活動、青少年のインターネット利用に関する啓発

第3期 丸亀市 こども未来計画【概要版】

令和7年3月発行

発行：丸亀市
編集：丸亀市健康福祉部子育て支援課
〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目4番21号
TEL 0877-24-8808 FAX 0877-35-8894

